

秋田県衛生科学研究所報

第 44 輯

平成 11 年度

ANNUAL REPORT

OF

THE AKITA PREFECTURAL INSTITUTE OF PUBLIC HEALTH

No. 44

2000

秋田県衛生科学研究所

はじめに

平成9年4月の地域保健法の全面施行から3年が経過し、同法第4条に基づいて平成6年に告示された地域保健対策の推進に関する基本的な指針（基本指針）が今春、一部改正された。基本指針の改正に至るまでの社会情勢の変化には著しいものがある。それらを踏まえた改正の要点は、健康危機管理の概念の追加、介護保険導入によるヘルス事業との相互作用・ヘルス事業の関与、健康日本21計画への関与とされる。

これらの課題に対する地方衛生研究所（以下、地研）の取り組みは、健康危機管理については感染症対策の一環としては取り組まれてきたが、感染症以外の原因によるものへの対応は今後の課題であり、取り組まれつつある。健康危機管理について本県では、秋田県健康危機管理基本指針を本年3月に策定している。この中の検査体制の項目では、検査関係機関は通常の検査体制に加えて、多様性のある高精度の迅速な検査体制の確立に努めるものとされている。当所でも平時からの研究その他により技術の導入など最新の技術の確保が求められているものと理解される。全国的な傾向と同様、当所でも感染症への対応はある程度以上に可能であるが、それ以外への対応に多くの課題を抱えたままである。今後、更なる努力が必要な状況にある。

介護保険と連動したヘルス事業への関与や健康日本21計画への関与は、全国的には地研の多くが対人保健分野の調査研究や疫学調査に携わってこなかったことから、多くの地研では今後の課題である。このことは平成6～8年度厚生科学研究「地方衛生研究所の機能強化に関する総合的研究」の報告書でも指摘されている。当所では以前から循環器疾患、脳血管疾患のコホート研究などに取り組んできた経験を有し、当所の特色となっている。基本指針に盛り込まれたことからも、地研の今後の取り組むべき課題である。

これまで基本指針に追加された事項に照らして、地研や当所の状況を述べてきたが、従前からの取り組むべき課題も多くある。こうした状況を踏まえて、各部において研究を進めている。秋田県という地域特性をも考慮した研究となるよう留意しているが、その意図が充分に生かされているか否か、学問的な評価と併せてご批判をいただければ幸いである。近年の研究環境は厳しさを増しているが、当所においても例外ではない。人員・予算の削減はもとより必要な機器整備も進まず、機器の更新もままならないのが実状である。そのような困難な環境下で各研究者が工夫を重ねて、研究に取り組んだ成果を取りまとめたものがこの所報である。関係各方面にはご一読されるようにお願いし、多くのご批判・ご感想、ご提言をお寄せいただければ幸甚である。

平成12年9月

秋田県衛生科学研究所長

宮 島 嘉 道